

# 業務仕様書

## 1 委託業務名

自動車騒音常時監視実施計画策定業務

## 2 目的

毎年の自動車騒音の常時監視について、一定の水準が確保され、かつ効率的に実施が行われるよう沖縄県（以下、「甲」という）が発注する自動車騒音常時監視実施計画策定業務に関し、受託者（以下、「乙」という）が行うべき業務について必要な事項を定め、委託業務の適正な実施を期することを目的とする。

## 3 委託業務の内容

自動車騒音の常時監視実施計画を作成するにあたっては、処理基準に基づき、以下の調査及び検討を行う。

（自動車騒音常時監視計画調査実施フロー図 図-1 参照）

### ※処理基準

- ・「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日 環水大自発第 110914001 号）
- ・自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）
- ・必要があれば、自動車騒音常時監視マニュアルの補完として、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編（平成 27 年 10 月 環境省）」を参照すること。

## 調査

### （1）監視地域の設定、監視の対象となる道路の把握

#### ① 監視地域

監視地域は、監視対象となる道路が位置する町村とする。ただし、監視対象は道路に面する地域が住居等であるものに限り把握する。

基本的に騒音に係る環境基準の類型を当てはめている地域とするが、地域の類型の当てはめを行っていない地域を監視の対象に含めることを妨げない。

#### ② 監視の対象となる道路

原則として 2 車線以上の車線を有する道路（沖縄自動車道、国道、県道）とし、町村道にあつては、特別区道を含む、原則として 4 車線以上の車線を有する区間に限る道路を対象とする。

### （2）基礎調査の実施

基礎調査は、処理基準をもとに、監視地域に関する土地利用状況、道路の構造等、道路交通情勢の文献等を収集して、以下の事項についての把握、整理により行うものとする。

#### ① 土地利用状況の把握

沿道状況の把握の実施の判断に必要な、次に示す各項目及びその他、沿道状況の把握実施を判断するために必要な事項の把握を行う。

調査項目	参考文献名
環境基準の地域類型の状況	騒音に係る環境基準の地域類型指定図、告示等
道路網の状況	道路網地図
道路改良、改築の状況	道路台帳
土地利用、地域改変の状況	土地利用動向調査結果、土地利用現況図

② 道路交通情勢の把握

既存の資料により、道路交通情勢を調査するものとし、所管地域の範囲にある道路を対象として、次に占める各項目及びその他面的評価を適切に行う上で必要な事項の把握を行う。

調査項目	参考文献名
道路の位置（始点・終点）	道路網図
道路名称、道路延長、平均走行速度	全国道路・街路交通情勢調査結果 （道路交通センサス）
交通量	道路交通センサス、 トラフィックカウンタデータ

③ 道路の構造等の把握

自動車騒音の発生源と住居等の位置関係を明らかにするとともに、次に占める各項目及びその他道路の構造等の把握を判断するために必要な騒音対策状況の把握を行う。

調査項目	参考文献名
自動車騒音の発生源と住居等の位置関係	住宅地図、都市計画図、基盤地図情報
車線数、幅員、路面の種類	道路交通センサス
道路構造（車道、歩道等）、車線数、幅員、路面の種類	道路台帳
環境保全措置（緑地帯、防音壁、排水性舗装）実施状況及び併設道路の有無等	道路台帳

**面的評価区間の設定**

面的評価区間の設定は、監視地域、基礎調査（特に道路交通情勢の状況）の情報を参考に、ア～エの事項を考慮して行う。

ア 道路端から 50mにある全ての範囲を対象とする。

イ 自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割する。

騒音の影響が概ね一定とみなせる区間とは、交通量等が概ね一定とみなせる区間であり、その単位は、「道路交通センサス調査区間」とする。

区間の分割に関する詳細については、処理基準「自動車騒音常時監視マニュアル P10」を参照すること。

ウ 評価区間の分割は、原則として道路の平面線形に直行する線（法線）に平行となるように設定する。

エ 評価区間は、市町村の行政界で分割する。

**面的評価の計画**

今後、面的評価を実施するため、自動車騒音の大きさ（騒音発生強度の把握）の把握方法の検討を行う。

自動車騒音の大きさの把握方法は、評価区間ごとに次の 4つの手法から適切なものを選定し設定する。

ア 沿道騒音レベルを実測する方法

イ 道路交通騒音の予測モデルにより騒音レベルを推計する方法

ウ 他の評価区間を準用する方法

エ 環境基準達成とみなす方法

なお、自動車騒音の大きさの把握は、次年度甲が実施する騒音測定その他、既存の自動車騒音測定結果および道路交通情勢調査結果を活用することから、検討の際は、これら文献等を整理把握

した測定および調査地点と評価区間の位置関係を考慮するものとする。

#### 面的評価区間の決定

面的評価区間の決定にあたっては、既存の実施評価区間や計画評価区間を考慮するとともに、監視頻度が、原則として、5年以内でローテーションを組むことができるよう選定を行う。

#### 4 打ち合わせ等

乙は、委託業務の実施にあたっては、必要に応じて甲と打ち合わせを行い、その打ち合わせ記録を提出すること。また、関係機関や関係所属との打ち合わせ、あるいは現地調査が必要な場合は、甲の指示を受けること。

#### 5 疑義

本仕様書の内容に疑義が生じた場合および細部事項については、甲、乙協議の上、これを決定する。なお、本仕様書に明記のない事項であっても必要な事項については、誠実かつ綿密にこれを実施する。

#### 6 資料等の貸与

- (1) 本業務に必要な資料等を甲が保有している場合は、甲はこれを乙に貸与する。
- (2) 乙は本業務終了、又は甲から指示があった場合、これを直ちに返還しなければならない。

#### 7 調査期間

委託契約の日から令和6年9月6日（金）までとする。

#### 8 調査対象地域

沖縄県の町村区域（離島を含む）

#### 9 報告書の作成

- (1) 乙は、検討結果の成果を整理し、報告書としてとりまとめる。また、報告書の取りまとめに際しては、甲と十分協議の上、実施する。
- (2) 報告書については、報告の内容が把握できる地図（1/25,000程度）を添付する。

#### 10 成果品

- (1) 成果品、報告書A4版とし、長期の利用に耐えるように通常の装丁を行う。
- (2) 報告書は、正本1部、複製1部とPDF等の形式により保存したCD-Rを正副2部提出する。CD-Rに保存する電子データ形式等については、甲と協議して行う。
- (3) 本業務の完了後、乙の責任に起因する不良箇所が発見された場合は、乙の責任において速やかに成果品を訂正しなければならない。
- (4) 成果品はすべて甲の所有に帰属するものとし、乙は内容および業務上知り得た事項について、甲の承諾なく他に公表したり、貸与したりしてはならない。

#### 11 結果の報告

##### (1) 中間報告

乙は、甲の指示に従い、調査に係る中間報告を行うこと。

##### (2) 最終報告

乙は、令和6年9月6日までに、とりまとめた報告書及びCD-Rに保存したものを甲に提出する。

#### 12 その他

- (1) 委託契約後、令和6年9月6日までの間に、使用する文献等の更新及び変更があった場合は、その都度、最新の情報に更新及び変更して整理すること。ただし、報告書に大幅な変更が生じると、甲が認める場合は、甲、乙協議の上、調査期間の延長を行う。
- (2) この仕様書に定めがない事項や業務遂行上疑義や生じた場合、その他必要がある場合は、その都度、甲、乙協議の上、決定する。

## 調査

### 1. 監視地域の設定、監視対象道路の把握

- 監視地域(町村区域)
- 騒音に係る環境基準の類型当てはめ地域、道路管内図等

### 2. 基礎調査の実施

- ① 土地利用状況の把握
- ② 道路交通情勢の把握
- ③ 道路の構造等の把握

### 3. 面的評価区間の設定

監視地域、基礎調査の結果の情報を参考に、以下の基本的事項に沿って設定  
(基本的事項)

- ・ 道路端から50mにある全ての範囲
- ・ 自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間
- ・ 区間の分割は、原則として道路の平面線形に直行する線に平行となるよう設定
- ・ 区間は市町村の行政界で分割

## 面的評価の計画

騒音発生強度の把握の検討（評価区間毎に把握方法の設定）

- ① 沿道騒音レベルを実測する方法
- ② 道路交通騒音の予測モデルにより騒音レベルを推計する方法
- ③ 他の評価区間を準用する方法
- ④ 環境基準達成とみなす方法

## 面的評価区間の決定

- 過去の実施評価区間及び計画評価区間を考慮
- 監視の頻度が、原則として、5年以内でローテーションを組めるよう面的評価の区間数を選定

図-1 自動車騒音常時監視計画調査実施フロー図